

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県青少年保護育成条例（抜粋）

高知県青少年保護育成条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する理念と責任を明らかにするとともに、青少年のための社会環境の整備を図り、併せて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、もって青少年の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する理念と責任を明らかにするとともに、青少年のための社会環境の整備を図り、併せて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、もって青少年の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（健全育成の理念）

第2条 全て青少年は、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる場において良好な環境のもとに心豊かにたくましく成長するように配慮されなければならない。

（健全育成の理念）

第2条 全て青少年は、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる場において良好な環境のもとに心豊かにたくましく成長するように配慮されなければならない。

第3条 全て青少年は、社会の成員としての自覚と責任を持って自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、有為な社会人として成長するように努めなければならない。

第3条 全て青少年は、社会の成員としての自覚と責任を持って自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、有為な社会人として成長するように努めなければならない。

（定義）

第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（定義）

第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。
- (3)～(7) 略

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。
- (3)～(7) 略

第4章 不健全行為の禁止

(淫らな性行為等の禁止)

第18条 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第18条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同法第7条第2項後段の同法第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した同項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第31条第3項第3号において同じ。）の提供を求めてはならない。

(深夜外出の制限等)

第19条 略

(監護離脱の勧誘等の禁止)

第20条 略

(シンナー等の不健全な使用の勧誘等の禁止)

第21条 何人も、青少年に対し、トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料若しくは閉塞用若しくはシーリング用の充填料（以下「シンナー等」と

第4章 不健全行為の禁止

(淫らな性行為等の禁止)

第18条 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

(深夜外出の制限等)

第19条 略

(監護離脱の勧誘等の禁止)

第20条 略

(シンナー等の不健全な使用の勧誘等の禁止)

第21条 何人も、青少年に対し、トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料若しくは閉塞用若しくはシーリング用の充填料（以下「シンナー等」と

いう。)の不健全な使用を勧誘し、あおり、唆し、又は強制してはならない。

2 略

(質受け及び買受けの禁止)

第22条 略

(場所の提供の禁止等)

第23条 略

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第23条の2 略

第4章の2 インターネット利用環境の整備等

(インターネット利用環境の整備等)

第23条の3 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、その内容の全部又は一部が第8条第1項各号のいずれかに該当すると認められるもの(以下この条において「有害情報」という。)を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない。

2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力(以下この条において「インターネットを適切に活用する能力」という。)を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

(1) インターネットを利用することができる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用状況を把握すること。

いう。)の不健全な使用を勧誘し、あおり、唆し、又は強制してはならない。

2 略

(質受け及び買受けの禁止)

第22条 略

(場所の提供の禁止等)

第23条 略

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第23条の2 略

第4章の2 インターネット利用環境の整備等

(インターネット利用環境の整備等)

第23条の3 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、その内容の全部又は一部が第8条第1項各号のいずれかに該当すると認められるもの(以下この条において「有害情報」という。)を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない。

2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力(以下この条において「インターネットを適切に活用する能力」という。)を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

(1) インターネットを利用することができる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用状況を把握すること。

- (2) 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用することができるようにすること。
- (3) フィルタリング（インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。第5項において同じ。）の機能を有するソフトウェア（第4項において「フィルタリングソフトウェア」という。）の活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないようにすること。
- 3 学校及び青少年の育成に携わる関係者は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるように努めなければならない。
- 4 インターネットを利用することができる端末設備（以下この条において「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない。
- 5 インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。）を提供する電気通信事業者（同条第5号に規定する電気通信事業者をいう。）又は端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者は、事業活動の実施に当たっては、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

- (2) 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用することができるようにすること。
- (3) フィルタリング（インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下この条において同じ。）の機能を有するソフトウェア（第4項において「フィルタリングソフトウェア」という。）の活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないようにすること。
- 3 学校及び青少年の育成に携わる関係者は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるように努めなければならない。
- 4 インターネットを利用することができる端末設備（以下この条において「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない。
- 5 インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。）を提供する電気通信事業者（同条第5号に規定する電気通信事業者をいう。）又は端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者は、事業活動の実施に当たっては、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

第5章 雑則

第24条～第28条 略

(適用上の注意)

第29条 この条例の適用に当たっては、県民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第30条 略

第6章 罰則

(罰則)

第31条 第18条第1項若しくは第2項又は第20条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第18条第3項、第20条第2項、第23条第1項又は第23条の2の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第3項、第12条第2項、第13条第2項若しくは第3項、第14条第3項、第16条第1項若しくは第2項、第19条第3項、第21条第1項又は第22条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(2) 第11条の2第3項の規定に基づく命令に従わなかった者

(3) 第18条の2の規定に違反した者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に

第5章 雑則

第24条～第28条 略

(適用上の注意)

第29条 この条例の適用に当たっては、県民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第30条 略

第6章 罰則

(罰則)

第31条 第18条第1項若しくは第2項又は第20条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第18条第3項、第20条第2項、第23条第1項又は第23条の2の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第3項、第12条第2項、第13条第2項若しくは第3項、第14条第3項、第16条第1項若しくは第2項、第19条第3項、第21条第1項又は第22条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(2) 第11条の2第3項の規定に基づく命令に従わなかった者

対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第3項又は第19条第2項若しくは第4項の規定に違反した者
- (2) 第16条の3第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した者

5 第11条第3項、第12条第2項、第14条第3項、第18条、第18条の2、第19条第2項若しくは第3項、第20条第1項若しくは第2項、第21条第1項、第22条第1項若しくは第2項又は第23条第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(免責規定)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第3項又は第19条第2項若しくは第4項の規定に違反した者
- (2) 第16条の3第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した者

5 第11条第3項、第12条第2項、第14条第3項、第18条、第19条第2項若しくは第3項、第20条第1項若しくは第2項、第21条第1項、第22条第1項若しくは第2項又は第23条第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(免責規定)

第33条 この条例の罰則の規定は、青少年に対しては、適用しない。

第33条 この条例の罰則の規定は、青少年に対しては、適用しない。